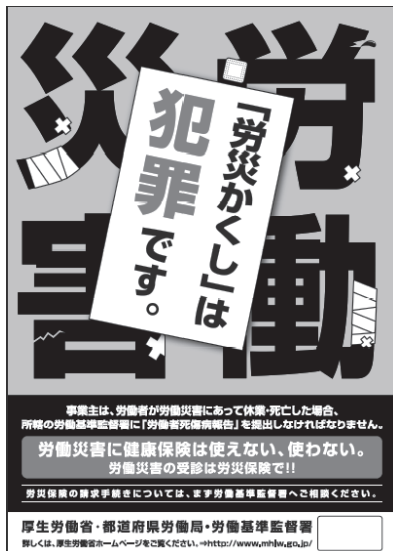


# 労働災害発生時は正しい保険の適用を！

広島労働局 労働基準部 労災補償課からのお知らせ



- ◆「労災かくし」とは、事業者が労働災害をかくすために、「故意に労働者死傷病報告を提出しないこと」又は、「虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出すること」をいいます。
- ◆事業者は、労働災害が発生した場合は、労働者死傷病報告を労働基準監督署へ提出しなければなりません。
- ◆労働災害については、労災保険を適用することとなっており、いかなる理由があっても健康保険を使用することはできません。
- ◆労働災害が発生した場合は、正しい保険の適用をお願いします。
- ◆詳しくは、広島労働局 労働基準部 労災補償課(TEL082-221-9245)へお問い合わせください。

## 広島労働局 総務部 労働保険徴収課からのお知らせ

- ①口座振替の手続について ②労働保険料の納付について



口座振替の手続きはお済みですか？

平成30年度第1期分納付にかかる口座振替の申し込み期限(金融機関窓口あて)は  
**平成30年2月26日(月)です。**

口座振替納付とは、口座振替の納付日にあらかじめ届出いただいた口座から労働保険料等を引き落とし納付する制度です。金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料等の納付ができます。

一度、口座振替の手続をしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができます。手数料はかかりません。

口座振替のお手続きはこちらから

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

### 労働保険料の納付について

労働保険料 第3期分 の納期限は、1月31日です。

※納期限までに、最寄りの金融機関(日本銀行本店、支店・代理店又は歳入代理店、郵便局(ゆうちょ銀行))、労働局(労働保険徴収課)又は労働基準監督署へ納付してください。概ね10日前に納付書を送付いたします。

なお、口座振替納付の申込をされている事業場につきましては、事前に案内をいたします。

お問い合わせ先：広島労働局 総務部 労働保険徴収課 ☎ 082-221-9246